

議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 12月6日 (金曜日) 午後 3 時 0 9 分 開議 (本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第 77号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算 (第 4 号)

議第 78号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 79号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議第 80号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 81号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 82号 令和元年度遊佐町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

※請願事件審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第 1号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第 83号 遊佐パーキングエリアタウン整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

日程第 4 議第 84号 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 5 議第 85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 86号 遊佐町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 87号 遊佐町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 9 議第 88号 遊佐町役場新庁舎建設工事請負契約の締結について

日程第 10 議第 89号 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業 (大規模更新) 広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更について

※発議案件の審議及び採決

日程第 11 発議第 7号 まちづくり政策提言の提出について

日程第 12 発議第 8号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第 77号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算 (第 4 号)

議第 78号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

- 議第 7 9 号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
 議第 8 0 号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
 議第 8 1 号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
 議第 8 2 号 令和元年度遊佐町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

※請願事件審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第 1 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第 8 3 号 遊佐パーキングエリアタウン整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

日程第 4 議第 8 4 号 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 5 議第 8 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 8 6 号 遊佐町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 8 7 号 遊佐町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 9 議第 8 8 号 遊佐町役場新庁舎建設工事請負契約の締結について

日程第 1 0 議第 8 9 号 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業 (大規模更新) 広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更について

※発議案件の審議及び採決

日程第 1 1 発議第 7 号 まちづくり政策提言の提出について

日程第 1 2 発議第 8 号 議員派遣について

日程第 1 3 発議第 9 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 1 2 名

出席議員 1 2 名

1 番	本	間	知	広	君	2 番	那	須	正	幸	君	
3 番	佐	藤	俊	太	郎	君	4 番	佐	藤	光	保	君
5 番	齋	藤		武	君	6 番	松	永	裕	美	君	
7 番	菅	原	和	幸	君	8 番	赤	塚	英	一	君	
9 番	阿	部	満	吉	君	1 0 番	高	橋	冠	治	君	
1 1 番	斎	藤	弥	志	夫	君	1 2 番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総務課長補佐	池 田 久 君	企 画 課 長	高 橋 務 君
産 業 課 長	佐 藤 啓 之 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健康福祉課長	中 川 三 彦 君	町 民 課 長	高 橋 晃 弘 君
会 計 管 理 者	佐 藤 光 弥 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 委 員 会	高 橋 善 之 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
教 育 課 長			
選 挙 管 理 委 員 会	石 垣 ヒ 口 子 君	代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君
委 員 長			

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議事係長 東海林 工 リ 書 記 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議 長 (土門治明君) 延会前に引き続き本会議を開きます。

(午後 3 時 0 9 分)

議 長 (土門治明君) ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては堀総務課長が所用のため欠席、池田総務課長補佐が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第 2、請願第 1 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願について、文教産建常任委員会、齋藤武委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

令和元年12月6日

遊佐町議会

議長 土門 治明 殿

文教産建常任委員会

委員長 齋藤 武

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

令和元年12月5日

以上であります。

議長（土門治明君） それでは、請願第1号についての質疑に入ります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） TPP11、日欧EPAに続き農産物の関税の大幅な引き下げ、撤廃を行い、国内農業に深刻な打撃を及ぼす日米貿易協定承認案が参議院本会議で4日、可決、成立してしまいました。これをぜひこの中身に加えるべきだというふうに考えます。

以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

そのほかありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

本案に対する委員長……

（何事が声あり）

議長（土門治明君） 暫時休憩します。

（午後3時13分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時15分）

議長（土門治明君） それでは、議会運営委員会を開きますので、議会運営委員会の委員の方は委員室のほうにお願いいたします。

（午後3時16分）

休 憩

議長（土門治明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後3時41分）

議長（土門治明君） 先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長より会議の結果を報告お願いいたします。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） 先ほど議会運営委員会を開催いたしました。その件は、4番議員、佐藤光保議員の請願に対しての質疑、討論についてでございますが、進行上、議長からは討論終了というふうに宣言されましたので、このまま議会の進行を続けたいと思います。

以上です。

議長（土門治明君） 本案に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、請願第1号はこれを採択とすることに決しました。

それでは、請願が採択されましたので、その意見書の発議のため、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第12の次に発議第9号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についてを追加し、日程第13としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に発議第9号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についてを追加し、日程第13とすることに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第83号 遊佐パーキングエリアタウン整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第83号 遊佐パーキングエリアタウン整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第84号 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第84号 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（土門治明君） 日程第6、議第86号 遊佐町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） それでは、町長にお伺いいたします。

今度向かい側に移るとい話なのですけれども、前々から向かい側に移した場合に、今ちょっと前まで駐車場でも使っていましたけれども、西側からの入るときは進入路の幅が十分でないという指摘がありまして、このことに関しては町も認めていたことだと思います。その解決策として、山形県警の遊佐交番をちょっとずらしてもらおうという話もあって、そして所要の申し入れを県、山形県警のほうにしたという話を聞いております。ただ、見てもわかるとおり、最近になって太陽光発電のパネルをつくったりもしていますし、交番自体は決して古くはないと思いますし、手狭であったりということも見たところないと思われまますので、早々簡単に県としても、町役場のためだという理由があったとしても、はいはい、そうですか、わかりましたということにはならないのだと思います。現になっていないから、まだ話が少なくとも表面化、表に出ていないということだと思うのです。このまま進んで工事が始まるという段になっているわけなのですが、その交番の件、交番の件というか、とりもなおさずその西側の進入路の件になるわけなのですが、そのあたりの解決がつかどうかということは、舞鶴の202番地に移れるかどうかということにおいて決して小さくない要因だと思うのです。仮に未来永劫交番が移れないということにもなった場合だと、この西側からの幅員はこれで固定されてしまうというわけですので、と思いますので、ぜひそこら辺はどうなのか。多分町長は、トップとして山形県のほうにそこはかけ合っているというふうには私は推測しますので、そのあたりの経過、現状、見通しを町長からお話しいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 交番を移転してくださいという申し入れは、現在は行っておりません。いわゆる道路が県道までぶつかる間の建物、壁、これら等を何とか道路用地として等面積交換という形でやらせていただけないかという申し入れを職員、担当が県警、それから酒田の当然警察署も入った中でやらせていただいておりますし、実は山形県議会議員からもかなりの後押しいただいて、基本的に壊すのであれば補償費を出してくださいよと。いわゆる県のを町が壊すということは、それはまず無理ですよ。ですから、補償費を出していただければ県でしっかりと対処いたしますという形の返事は現在いただいております。選挙、県会議員の前でした。県議の先生は、すぐ俺やってやるからという話でしたけれども、あれから選挙終わってからなかなか動いてもらえないので、この間も先生の後援会総会に行ってお願ひしたところでありまして、やっぱり県警自体が道路をあけるそのために建物は移動は難しいですよ。けれども、等面積で後ろのほう、今の工事やったらそこを交換してという形は可能であるというような中間報告までいただいておりますので、結局は町でその道路の今あるものを壊すということは多分不可能だと思います。けれども、補償費を支払いをして県から壊していただいて、そしてその土地を町に提供していただいて、そこから町が工事に入るといことは不可能ではないという感触であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） その県議の総会だと思っておりますけれども、後援会の。町長が出席したという情報も私も得ております。その中で出席者の話も聞いたのですが、どうも今町長はお願いをしたということだったですけれども、人から聞いた話ですと、お願いではなくて県に対するクレームだったというふうに私は聞いておりました。ただ、いずれにせよそのことは、やはりどういうルートを使うかはともかくとしても重要な要素だと思いますので、そこはやっぱり我々としては見逃すことはできない一つかなというふうに思うところで。

もう一つ町長にお聞きします。これは、念のためにお聞きします。舞鶴の202番地というのは、こちら辺り一帯ただでさえ地盤が悪い中において、直前まで水稲、稲を植えていたわけです。そこに盛り土をしてからまだ日が浅いと思います。先ほど見たのですけれども、上から見えますけれども、もちろん雨、雪が降っているという条件なのだけれども、砂地であるにもかかわらず、結構大きな水たまりができていてということで、それが上からの水が浸透しないからなのか、下から上がっているのか、それはちょっとわかりませんが、やはり少なくとも地下部分は軟弱だろうということでありまして。そういう場所に基礎工事をして上物を建てるわけでしょうけれども、恐らく基礎工事の段において、素人考えではあります、かつての多くの公共事業を見てもわかるように、下の細工をするときにはかなり予想外のことが起きて追加工事、そして追加費用が発生するということは十分考えられるわけです。要するに何を言いたいのかといいますと、ただ幾ら工事費がそれからかさむかわからない。今現在これから後でやります入札案件で15億7,300万円という金額が出ていますけれども、恐らくそれより相当額がふえるのではないかと思います。確認なのですが、それでも額が幾らふえるか今見通せない。だけれども、軟弱地盤だけれども、今の段階で向かうと。先日一般質問で似たようなことを聞いたわけですから、改めて確認をしたいと思っております。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐交番南側の土地と北側の町有地を交換して、交番が南側の倉庫の移転をする形で道路の造成を行えるよう計画をして、県警と今協議中でありまして、それについては協議して前に進むという形を想定しております。

それから、一般質問でご意見ありました、2階にしたほうがいいのではないかという話ありましたけれども、実は3月15日、庁舎建設に関する調査特別委員会の委員長、土門勝子委員長から周辺のエリアの皆さんともしっかり議論して、調整の上でやっぱり庁舎はつくってくださいよという意見いただいておりますので、これにのっとなって周辺の十日町、あのエリアの皆さんと説明会をさせていただいた折にやっぱり高い建物は風が強くなる、そして威圧感と日陰になるのではないかという危惧がなされておりました。それらの意見をまとめてワンフロア、1階にしたというような決定したという過程を踏んでいますので、まさに議会の特別委員会の要請に基づいて調査をしながら、相談をしながらワンフロアで決定したということですから、決め方的には非常に理にかなった決め方だと思っています。

それから、地盤が弱い、弱いと言われていますが、もう既に新庁舎をつくるに当たっては肝心のエリアには76本ですか、当初からそれを想定しております。ということは、ワンフロアで、そしてやっぱり現代の土木技術、そして1級建築士等専門家に実施設計依頼しているわけですから、私は建設に関する専門的知識は、それは乏しいわけですから、そういうプロの視点、プロの知見、そして遊佐町では工業技術

センターからもコンサルをして、それら等相談乗っていただいて、こういうパイルでいけば大丈夫でしょうという話を了解いただいていますので、やっぱり私は現代の土木技術、今、日本は、ものすごく進んでいるわけですし、かつてはパイル打つとすれば、ドンドン、ドンドンみんな何回も大きな音を立てながらありましたけれども、吹浦のまちづくり協会をつくったときは何かぐるぐる、ぐるぐるスパイラルで回っているような技術もあるぐらいに伺います。その辺の技術的なこと、それらはやっぱり県とか、そういう資格のある人、そして専門家の、まさに実施設計はプ口中のプ口が設計したわけですから、それらを信じてつくっていくというのは、それは当然のことだと思っています。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。3問目で最後です。

5番（齋藤 武君） 今の私の質問は、ちょっと違うのです。お聞きしたかったことは、1階か2階かという話はまず聞いていません。それから、技術的にくいが何本かということも聞いていなくて、私が聞ききたかったのは、これは私の判断、今の見方ですけれども、恐らく実際工事にかかってみると、特に地下の部分、基礎の部分、地盤改良で予想外にお金がかかるのではないかと。最終的に15億7,300万円を超えるのではないかとという中において、幾らかかるかわからないけれども、やるお覚悟はおありですかと聞いたのです。ただ、そこは回答いただかなかったので、いただけなかったということで今受け取りたいと思います、直接その金額の部分に関しては。

最後なので、今メモの差し入れがあったようですけれども、企画の補佐に多分実務的なことは聞いたほうがいいと思うのですが、ちょっと早口だったので、町長がそのメモの読み上げが。事情をもう一度最後に、その交番の関係、交番の用地のどこの部分と町の用地どこの部分を交換するのかという話でしょうか、最後にそこをゆっくり整理して話していただきたいと思います。

以上です。終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 建設費が高騰するのではないかとというのは、素人から見た今想定のお話をしているわけです。私はプ口の、まさに設計を、庁舎を担うプ口からこの値段でできるという、それを含めた形の実施設計をいただいているわけで、それが大幅に高騰するとは想定しておりません。それは、当然最初からそれはわかっていたから、それらを含めたパイルの分も含めた設計をいただいているということです、そのパイルの分は別会計でありますよという想定ではありません。

それから、交番の南側で道路になる土地と北側の町有地を交換し、交番南側の倉庫を移転する形で道路の造成を行えるよう計画を立てて県警と協議中であります。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 県警との協議の部分で町長の答弁に補足をさせていただきますが、基本的には用地交換を前向きに検討したい、遊佐交番の改築よりも用地交換を前向きに検討したい。その部分についてただいま町長から申し上げたとおり、道路がそのまま西側のほうに接続になった場合に必要とするスペースと、今現在交番との間を通してこれまで職員等々、町民の皆さんも含めて駐車していた、公用車を置いていたスペースの入り口のほう、あちらのほうの交換というようなイメージでご理解いただければと思います。具体的に庁舎が完成するまで、移転するまで何とかそれらのことへ取り組みができればというのを願っておりますけれども、来年度の当初予算にそのことを予算を盛る、そのことはかなわないという回答

をいただいております。したがって、このまま話し合いを進めながら、何とか補正でそれらの対応をしていただいて、工事については先ほど町長答弁申し上げたとおり、県で実施を行う、そのための対応を進めていただくという形になりますけれども、それらを一刻も早く実現できるようにこれからは協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 本条例の提案理由を見ますと、新庁舎建設に伴い位置が変更となるためというふうにさらっと書いてあるわけですが、表現としてはこういうものなのでしょう、その法令上の表現としては。ただ、内容はこれから議決のあれになればわかりますけれども、特別多数議決を要求している内容があります。この事の重大さは、町長十分ご認識のことと思いますが、確認させていただきたいというふうに思います。

それから、何といってもこの庁舎というのは、どこに建てるにしてもですが、住民の福祉の増進という地方自治の本旨を遂行すべき拠点となるものです。これは、どんな困難な災害のときも、例えば強い地震で液状化する、それから火災、洪水、風、このようなどんな場合でも災害対策本部となり得る建物でなければなりません。その場所が本当にそういう場所なのかということについて、町長の所見をいただきたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 舞鶴地区の今の場所から、今の土地も舞鶴なのですけれども、かつての遊佐町、合併前の遊佐町役場の近くのほうに寄るという形ですけれども、やっぱり国が熊本地震の後、公共の建物は防災の拠点になる施設で、そういえば非常電源も72時間を義務づけているような状態であります。実は防災センターをつくったときは、48時間の非常電源を持っていればいいという状態でありましたけれども、今の新しい庁舎につけて、最近の法律の改正等で72時間、要は3日間電気がなくてもそこで指揮命令系統ができるようにするという、そんな設備も新たに作りなさいと言われたときに、やっぱり庁舎がこのままの状態で果たして可能かといったらそれはほとんど不可能、耐震診断やってもかなわないという状況の中、そして私はこの議会で庁舎つくったらどうですかということの一般質問を受けて、それでは庁舎をつくりましますという宣言した経緯があります。議会から庁舎つくってどうですか、古くなったのだから。それに応えて私はここで、庁舎をでは私つくりますという答弁をした経緯があります。言い出してくれたのは、今おやめになった土門勝子前副議長だったのですけれども、やっぱり庁舎の老朽化について、誰もそれがこのままで、では地震が来たとき、災害が来たとき本当に大丈夫かという、本当に心配な状況であります。それらをクリアして、そして水害等非常に皆さん心配されますが、私は遊佐町で、遊佐中でかつてのスーパー農道ないときの遊佐町、大雨のときもずっと見てきていますが、遊佐は皇大神社、遊佐高、そして六日町側の高台、もとの本願寺とか、あの辺深山神社までの段差が実は田んぼとはかなりの高さあるのです。土地改良区の辺のあそこ見ていただければ、非常に低いところと高いところの段差で人の背よりもまだ高いところがあるのです。今ちょうどいつも常襲地帯だった下タノ川のエリアが完全に住宅地になってしまいましたけれども、あの辺も非常に低かったのです。ところが、旧の八日町、十日町、そして六日町、かつての遊佐のメイン道路は非常にそのエリアよりはかなり高いエリアだったという意識があり

ます。私は、そこでやっぱりちっちゃいときから育ってきたというエリアの中でいけば、恐らく水は想定よりは来ないと確実に思っていますので、この旧の今の土地改良区で使っている役場エリアとこのエリア、全然同じだろうな。そこは、遊佐町が65周年迎えましたけれども、水害でここが浸水したという経過は遊佐町合併65周年でも一遍もありません。これが1,000年に1遍に備えろといえ、それはまた違うのでしようけれども、常識的に見て遊佐の町の真ん中で誰もがやっぱり集える、そして親水空間の八ツ面川も持っている。そんなエリアの近くに、町のシンボルだと思っていますので、それら等憩いの場も含めて文化の発信拠点が生涯学習センター、子どもセンター、図書館、まさに文教エリア、公共エリアでありますので、それら等に接するというのは何ら私は心配ないと、このように思っています。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） ただいまの町長の昔からのそういう思い出話もつけての話でしたが、そういった話を聞いても私は決してあそこの場所が先ほど私が言ったような大地震、それからもう13.1メートルの浸水が最大の場合あるというふうに言われているわけですね。そういったことを今まで六十何年間大丈夫だったというふうに言いますけれども、今の気候というのはご存じのとおり、台風でももう全然去年までのあれとは違うという、これは温暖化によってそういうふうになるというふうに言われていますが、ですからそういったものが来た場合、昔の我々が経験したことが果たして基準になるのかと。私はならないというふうに考えなければならぬと思います、防災の件では。ですから、そういうふうにしてとても町長のそのお話を聞いても、私はここでいいということは、ここで例えば改築すべきだとか、そういったことは一切思ったことがありません。ここも悪いのです。でも、あそこがここよりもいいとも思えないし、この条例案で出ている202番地という場所が、私はあそこではないだろうと、私が適地とすべきはそこではないだろうというその考えは変わりません。

それで、町長はくいの数なんかも大体、アバウトでおっしゃっているようなんですけれども、私は今までいろんな説明の場で70本というふうに聞いています。もしそれが本数が最近の状況でふえたのなら訂正をいただきたいと思えますし、あとそれからくい打ちの作業に6,000万円くらいかかると、そのくい打ちの作業だけを取り出してみても、全体の工事の中で。そういう説明も常任委員会の場で受けております。そういったことでまだ町長のご意見があれば伺いたいと思えます。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） さきの一般質問でも大変あのエリアに対する新庁舎に対する水害の影響というのをご心配をいただいております。これまでの想定していた100年に1度というような想定、それらのものからより基準の厳しい形での県の想定を出していただいて、今ハザードマップという形で向かってございます。その出ている想定をクリアできる高さをもって造成してございます。建物の建設に向かっています。さらにはそのクリアしている高さにプラスアルファの安全係数として止水板というのを設置できるようにしてございます。したがって、想定されるそれらの水害のときにおいてさえもこれから建設する新庁舎については、その部分についてはクリアできるというふうに自信を持ってといいますか、そのデータを信頼をした上で進めさせていただいているということですので、ご理解をいただければというふうに思います。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君） もう一問いいですか。

議 長（土門治明君） 3 問目です。

4 番（佐藤光保君） 今の副町長のお話を聞いてちょっと尋ねたくなりました。100年に1度のあれでクリアできる高さになっていると。何センチクリアしているのですか。100年に1度の浸水から見て、その建物は何センチクリアしているというふうにおっしゃっているのですか。私が常任委員会で聞いたあれでは5センチです。床の高さにして5センチ。5センチなんていうのは、人が歩いてもそのさざ波で動く高さです。そのことについてどう思われますか。

議 長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 先ほども申しましたようにして考え得るといいますか、計算し得る最大の部分でその部分ですから、いつもの状況がそれではないという意味からすると、たとえ5センチであってもしっかりとその部分はクリアできた高さであるというふうには認識しております。さらには止水板という形でそのところを補整しているわけですので、しっかりとその部分については県で出していただいたデータに基づいた新庁舎というふうには認識しておるところです。

議 長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 今町長、副町長から絶対的な自信ということで、心配ないということでお話しされました。私も心配ないのだろうというふうに思っておりますが、ただ先ほど町長、今の建築技術はすごいものだという、絶対的な信頼を置いてこれから工事にかかっていくのだというお話をされました。そういう絶対的な自信を持っていなければそこには向かえない、それは当然なのですが、ただことしの状況を見ますと、やはりある程度心配はしておかなければいけない。新幹線の車両基地がすっぽり埋まってしまうということもあります。あれだって最新の技術、最新のデータをもとに、あれでも設計から2メートルぐらい高くしておいてもあの状態だったというふうにお聞きしております。なので、絶対間違いはないとは言うけれども、やはりしっかりと増水したときの対応は考えておくべきだと。我々先日行きたいの町は3階建てでした。1階にはホールで、洪水を想定してホールだけにしておいて、2階、3階で執務をとるといような庁舎もありました。先ほど町長は、議会からは周りの意見もお聞きしてということで平屋ということでしたが、あそこの中には洪水のときに対応できるような建物もといような一言も入っていたはずだと思います。なので、それは我々心配なので、私は今平屋で建てることには、それはそれでいいとして、絶対的な自信を持って大丈夫だではなくて、やはり結局は庁舎がそれなりの浸水しかないけれども、そこに職員が行くことができなければ庁舎としては動けないという部分ありますので、その部分もしっかり考えてほしいということを私は望んで今お話しさせていただきました。どうでしょう。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 災害に遭ったときどうするのだ、どうするのだという質問を一般質問でも大分いただきました。非常にありがたいことです。町を心配していただいているということ。ただ、私はちょうど自分が就任する前に防災センター、当時はできていましたので、そのときの災害対策本部は防災センターで行ったということが記憶にあります。ここにはサーバーは2階に、いわゆるバックアップデータの

サーバーは全部2階に、町役場のあれは基本的にはまだ移すということは想定をしていないわけで、それらの基本的なデータはやっぱりしっかりと防災センターに置きながら、それらをしっかり活用したいと思っています。今あるものも生かしながら、だけれどもないものねだりをしてはならないと思っていますし、ただ遊佐町というか、庄内平野のこの真っ平らで田んぼがいっぱいあるというこの地形が遊佐町が非常に災害、雨降ってもやっぱり田んぼで持ちこたえてくれるという、そのような今の現状に、災害の非常に少ない、発災の少ない町が遊佐町であります。やっぱり大地がしっかりと水をためていてくれる、一遍で河川に流し込まないでもためる余裕があるというのがこの庄内平野の一番ありがたいところ。特に遊佐町は砂丘地もあり、山間部もあるのですけれども、平らなところでやっぱり田んぼでかなりの水をためてくれるということ、水田の環境調整機能、そして防災関連機能というのでしょうか、畑ではなくて水をためる水田ですから、それらの機能に恵まれているということ非常にありがたいと思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 恵まれた地域、環境にあるということであります。まずは、東日本大震災のときは私は防災センターで、あれはやはり非常電源があったので、リアルに津波が押し寄せていく、ライブで見ました。非常に悲しい場面でありましたが、それにならないことをまず祈ります。そのためには用心にこしたことはないということを中心に思っしてほしいなということで私の質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 私からは一言、舞鶴に住む者としてお話ししたいことがございます。庁舎建設においては、議会も行政も常に一生懸命考えてくださっていると存じ上げております。舞鶴に住んで祖父の代から100年、ここは浸水するのではないかと、庁舎を建てるけれども、水につかるのではないかと議員の皆様たちが心配してくださっております。ここに住んでいるひとり暮らしの方や、例えば日々生活しているたくさんの方がいらっしゃるのですが、その方たちがこの議論を聞いたらどう感じるかというところを一言言わせていただいで私の意見とさせていただきます。

以上です。

議長（土門治明君） これにて6番、松永裕美議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第86号 遊佐町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必

要といたします。

よって、この採決は記名投票による方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) 異議なしと認めます。

投票に先立ちまして、議場の出入り口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(土門治明君) ただいまの議員の出席状況は12名であります。よって、同意に要する数は8名であります。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に9番、阿部満吉議員、10番、高橋冠治議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、開票立会人に9番、阿部満吉議員、10番、高橋冠治議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(土門治明君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

議長(土門治明君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、自己の名前もあわせて記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。また、投票される場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後は左へ通り抜けて自席に戻っていただきます。

それでは、事務局長をして点呼を命じます。

局長(佐藤廉造君) (点呼)

(投票)

議長(土門治明君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。9番、阿部満吉議員、10番、高橋冠治議員の両名の立ち会いを願います。

(開票)

議長(土門治明君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは出席議員数に符合しております。

うち、賛成、1番、本間知広議員、2番、那須正幸議員、3番、佐藤俊太郎議員、5番、齋藤武議員、7番、菅原和幸議員、8番、赤塚英一議員、9番、阿部満吉議員、10番、高橋冠治議員、11番、斎藤弥志夫議員、12番、土門治明議員。

反対を投じた議員、4番、佐藤光保議員、6番、松永裕美議員。

以上のとおり本案に賛成が3分の2以上であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(土門治明君) 日程第7、議第87号 遊佐町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第87号 遊佐町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和元年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)ほか特別会計等補正予算5件について、補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(菅原和幸君)

令和元年12月6日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 菅原和幸

審 査 結 果 報 告 書

令和元年12月4日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

- 議第77号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)
- 議第78号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第79号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第80号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第81号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第82号 令和元年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

2. 審査の結果及び意見

令和元年度遊佐町一般会計補正予算ほか5件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上であります。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、議第77号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)、議第78号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第79号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議第80号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第81号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第82号 令和元年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)、以上6議案は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第9、議第88号 遊佐町役場新庁舎建設工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5番(齋藤 武君) 最初に、実務的なことをお伺いいたします。

この88号ですけれども、請負契約、入札ということで、まずどのような条件で入札が行われたのか。例えば業者の所在地要件であったり、あるいは業者のランクであったり、あるいは技術者の種類や人数であ

ったり、あるいはそのほかの条件があるのであれば、まずどういう条件だったのか。そして、その役場のほうで定めた条件であれば、一体何社の応札が可能だったのか。

そして最後に、どのようなランクの業者が手を挙げて、何社手を挙げたのかということ。その条件、流れを、最も基礎的なことですので、確認をしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（土門治明君） 池田総務課長補佐。

総務課長補佐（池田 久君） それでは、お答えいたします。

まず、業者の参加資格でありますけれども、まずは遊佐町内に本社を有していること、そして入札参加登録簿に記載されていることがまず1つあります。続いて、建設業法に基づく特定建設業の許可を有し、遊佐町建設工事の請負に係る競争入札の参加資格の要件に関する規程に基づく令和元年度格付で建築一式工事でBであること。それから、次に掲げる要件を全て満たす技術者を専任で配置するとともに、現場代理人を常駐で配置できることということで、1つは1級建築施工管理技士か1級建築士、またはこれと同等以上の資格を有すること。続いて、建築工事業に係る管理技術者資格証を有し、管理技術者講習を受講していること。所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であり、入札の申し込みのあった日以前に3カ月以上の雇用関係があること。続いて、遊佐町競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を入札の日までの期間において受けていないこと。その他の建設業法等の法令、規則等に違反していないことが参加資格となっております。なお、今回ののは単体ではなくて共同企業体でもいいことというふうになっています。共同企業体の構成員につきましては、先ほどと同じでありますけれども、そのほか共同企業体の出資比率については、構成員の数に基づき出資比率を2社の場合は1社当たり30%以上、3社の場合は1社当たり20%以上とすることが追加となっております。そのほか格付の関係で建設業法に基づく建設業の許可を有し、遊佐町建設工事の請負に係る競争入札の参加資格の要件に関する規定に基づく令和元年度格付で建築一式工事でBまたはCであることというのが共同体の要件となっているところで

（何か声あり）

総務課長補佐（池田 久君） Bの業者につきましては3社あります。Cの業者につきましては6社ありまして、合計で9社がそこに参加できることとなります。

（「何社が手を挙げたのか、応札したのかと」の声あり）

総務課長補佐（池田 久君） 公告をして、参加の申請をされたのは1社ということになります。

議長（土門治明君） 上衣は自由にしてください。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） ということは、1社ということはここに名前が載っている会社ということだと思います。3問しかないので、ちょっと突っ込みぎみでお話聞きましたけれども、やはり新庁舎の建設ということで山形県も含め庄内の建設業の方はかなり注目しているようです。それは、自分たちで仕事を獲得したいということも当然あるでしょうし、やはり業界の中で建物が建つということはいろいろこれから基準が生まれたりとか、そういうこともあるでしょうから、やはり非常に注目されている。そんなめったにあることではないですから、庁舎の建設というのは。ということで注目されているそうです。なおさら遊佐町の役場の新庁舎ということは、酒田飽海の業者の中で話題持ち切りだというふうに私は聞いておりま

す。例えば酒田市の例を申し上げるのですが、隣ですので、酒田市の例を申し上げますけれども、規定によると建築一式工事で設計金額1億5,000万円以上では、原則として経営審査におけるいわゆるAクラスの業者でなければ受注できないというふうにされているようです。遊佐町では、そこも酒田の人からするとすごく不思議がっているわけですが、遊佐では1億5,000万円の10倍以上の今のところ金額ですが、これにもかかわらずBクラスということになっているというのは何でなのだろうかというような話が出ております。あるいは、金額が大きくなるのであれば分離発注すべきだというのが一つ話があるそうです。必ずしなくてはいけないというわけではないですけれども、そういうことをするということが多々あるという中において、遊佐町の場合はなぜか一括で発注されていると。いろいろ隣の、隣の酒田市という言い方は適切ではないかもしれませんが、要するに酒田飽海地区で一定の、普通に例えば作業をするときに通える距離であったり、文化的に近いという距離、あるいは人の往来が普通にされている距離というような一体的な地域において、確かに町内業者に仕事をしていただいて、町の中にいわゆるお金を循環するということは、それは確かにあるのだろうけれども、それを差し引いたとしても、何かこれはかなり特殊だなというふうに言われているそうです。

そのお金の循環の話を申し上げれば、さっきも言ったとおり酒田市は隣ですから、遊佐町からも酒田の建設業者にいっぱい人が行っているわけです。当然酒田の人でも遊佐に何人が来ているかもしれない。要するに人的交流は十分あるし、その受けた会社が最後までやるということは多分ないと思うので、下請であったり、孫請であったり、そうなる。そうなる。結果的にその地域の業者がかかわることになってきますので、元請が必ずしも町内の業者でなければ町のいわゆる町民、皆さん、あるいは町の特に中小の業者に仕事、お金が回らないということでは必ずしもないというふうに言われているのです。私も現にそう思います。ここは、なかなかちょっと今最初課長補佐から話を聞いただけではそこら辺の事情がわからないのです。課長補佐の話は、あくまでも実務的な部分ですので、多分それから先、私が聞きたいことの答えというのは恐らく政策的あるいは政治的判断で、そもそものBランク、Cランクだとか、そういう設定自体がどこから来たのかということも含めて、そこは恐らくさまざま判断が働いた上でのことだと思えますので、そこを私も納得できる形、あるいはもっと言うならば同じ町民であって、酒田の建設会社に勤めに行っているような人、そういう人であっても押しなべて、それだったら確かにそうかなと、わかるというような理由をもってぜひご説明をいただきたいと思えます。どなたでも。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） では、私のほうから説明をさせていただきます。

5番、齋藤武議員おっしゃるとおり、この庁舎建設というのは少なからずいろんな意味で注目をいただいている、発注という行為だけでなく、いろんな側面から注目をいただいている事業かなというのは同じ思いであります。そういった中で、これは町内の事業者からも同じような思いで全ての事業者の皆さんから注目をいただいているというふうに思っております。そういった中で、これまでもこれらの部分については、何とかできる限り町内の事業者がかかわれるような形で発注をしていただきたいというのが関係する団体等から要請、要望等もいただいております。そういった意味で酒田の事業者の皆さん等々も注目はされておったのかなというふうに思います。そんな中で何とかそういった思いも含めて、これら建設設計を完成した段階でこれらの事業がどういったレベルの企業さんであれば適切に建設可能なのかと

いうことを、先ほど町長もお話しされていました設計の担当していただいた事業者の方、それから県の技術センターの方からアドバイザーにも入っていただいていたので、それらの方々からこういったランクの企業であればこれらが適正に執行できるだろうかというご意見もいただきました。その結果、Bランクであればその資格を持った方等を含めて適切な施工が可能であるというような判断をいただきました。そういった意味でBランク3業者、プラスアルファC、C単体での受注は資格者等々の関係でかないませんけれども、一緒に共同企業体としてそこに申し込みをした場合は可能であるというような枠組みをつくって、先般の一般質問でもお話し申し上げましたが、それら地元の関係する団体等からいただいている声も踏まえて、町内の経済の循環に資するように何とかできるのであれば、これは町内の企業の方で力を合わせてこれからの遊佐町の大切な財産となる庁舎建設をかなえていただきたいというふうな思いを込めておったところでもあります。そういった意味で先ほど申したように設計業者、アドバイザーの方からの確認をいただいた上で、指名業者選定審査会で町内のBランクの業者を中心とした形で行えるような条件つき一般競争入札という形でさせていただいたところでもあります。結果としては1社という結果になりましたけれども、これもまた入札、契約を進める段階で一般競争入札の場合であった場合、その条件にかなう業者が、たとえ私はこの契約、入札に参加しますよという応札が1社であったとしても、それは適切な入札という形で執行するという形になってございます。ルールになってございますので、そのように進めさせていただいたところでもあります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 3問目ですので、あれですけれども、相当遊佐町役場の入札の形というのは特殊だそうです。私が聞いた範囲、私自身の理解、私自身の情報収集によると極めて特殊だと。なので、もしこれが通るのであれば、よほどの理由がなければ、例えば町内業者に仕事回すぐらいの理由ではなくて、それはどこの町でもあります、そういう理由は。ではなくて、それを上回るようなよっぽど理由がなければこれは通らないという話を私は聞いておりますし、私は理解しているのですけれども、時間がないので、3問目に入ります。

時田町長、時田町政が発足してから10年以上がたちます。来年の春にはもう11年目に早くもなると思いますがけれども、その間、最初のうちは私も議員ではなかったのですが、間違っていたら後で訂正、町長に今質問しますので、訂正いただきたいのですけれども、最初のうちは建物を建てるとかいうことは余りなかったような気がします。うなずいているので、そのとおりだと思うのですけれども、恐らく建物を、ちょっと言葉はあれですけれども、ストレートに申し上げると建物を建て始めた最初は子どもセンターだったような気がします。ある程度大きい建物です。小屋みたいなのは別にして。その後ちょっと順不同になりますけれども、稲川まちづくりセンター、西遊佐まちづくりセンター、吹浦防災センター、あとちょっと毛色は変わりますけれども、消防署遊佐分署というふうに、まず人が入る建物を順次建ててきたと思います。もちろんその中に水だけしか入らないような、そういうのは別にして、あくまでも人が出入りするという建物です。今回それに続いて6つ目として、このまま行けば遊佐の新庁舎が建つわけなのですけれども、先般の議会で申し上げたのですけれども、消防装備品の入札の話をしました。そのことはどういうことかという、ある業者さんがしばらく長い間ずっと仕事をとっているのです。それはどうなのですかという話を質問したところなのですが、時田さんが町長になってから6つの建物、遊佐の新庁舎を入れて

ですけれども、6つの建物全て同じ業者が落札して施工しているのです。今回も決まっただけではありませんけれども、1社しか手を挙げていなかったということで、もしこれで決まれば6つ同じ業者になるというのは、これは事実は事実なのです。これは、事実関係の問題ですから。これはわからないのです、私も何でこうなったのか。だから、町長にお聞きしたいのです。単なる偶然なのか、あるいは何かの必然でこうなったのかわからないのです。だけれども、実際こうなっているのです。そこは、やはり別な町長から引き継いだ建物ではないわけです。全てその6つは時田さんが町長になってから仕事をしたものですので、やっぱりこれは最高責任者に聞かなければわからないということだと思いますので、最後に3問目、それを聞いて質問終わるのですけれども、ぜひ納得のいく形の説明をお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私になってから一番最初つくったというのは、多分いわゆるまちづくりセンターの改築計画をつくって、それが一番最初ではなかったかと思います。その後に子どもセンターが入ってきたという理解をしています。ただ、実際酒田の市議員でない方が酒田の話を今なさっているわけですから、酒田市の事業には遊佐町の事業者は本社が酒田市でなければ参加できないという形ですので、多分入れないという現状。これは、遊佐町のCランクの皆さんとか、かなり技術者も優秀な人を持っているのですけれども、幾らそれでも入れないという状況は間違いない事実だと思っています。入札も今回は1社で、私は選定会議にも入っていませんでしたので、当日になったら1社しかなかったということびっくりしました。まさか1社というのはあり得ないなと思って行ったのですけれども、それでもやっぱり入札行為はやらなければならない。応札が1社ですから。それで、たまたま結果として偶然でなったという形でありましょうし、何も私が恣意的に同じ事業者に、それ入札という結果ですから、それについて私がそこに介在してどうすることもできないなど。まさか10万円もらうとか、そういうこともないわけですし、堂々とやって堂々となった中での結果として、やっぱり技術力、それからやっぱり物を買うときに事業規模によって安く買うところもあるのだという思いは、実は中学校のエアコンの入札をやったときに最低価格3社ぐらい、山形の本社の会社とか鶴岡の本社の会社が低入札でいわゆる失格というのか、そういうことが起きました。事業規模でこんなにもやっぱりあれだけのエアコン安く買えるのだという思いでありますので、それらについては私は今執行者とはいいますが、最後入札のときだけ参加したという形ですけれども、たまたまそれは偶然だったというふうに思っています。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） それでは、私のほうからも質疑させていただきます。

やはり町民の皆さん、この庁舎建設には大きな関心を持っておりまして、いろいろなところでお話を聞かせていただくところでもあります。先月の議員との懇談会の中でもいろいろなご意見、また要望等出ておりましたので、私はやはりこの場においては町民の代表といたしまして、ぜひ皆さんの中に声を届けるのが私の義務だと思いましたので、これで質疑をさせていただきたいと思っております。

今お話を伺いまして、入札に関しましては町条例に沿って適切に行われたことと思いますが、1社ということでしたので、この入札に関しまして1回で落ちたのか、もしくは何回かの入札があったのか。また、その入札に関しましては予定価格の何%で落ちたのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（土門治明君） 池田総務課長補佐。

総務課長補佐（池田 久君） お答えいたします。

入札の回数ですけれども、3回目で落札となったところであります。比率ですけれども、99.8%となっております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今お話があった入札は3回目、予定価格の入札は99.8%とほぼ100%に近い予定価格での入札ということであります。本来入札であれば、こんなに高い入札予定価格で落ちるということは余り私は記憶にはございませんけれども、そのような形で入札が行われたということであります。

齋藤議員からも少しかぶっているところもありましたので、私としては私でちょっとわかるところで伺いたいと思います。あと、本宮副町長からは県の技術センターのサポートがあったというふうにお話を伺いました。他町の建設によりますと、県の技術センターが建設に関しましてもサポートしていると。我が町の職員の方々にはそんな資格を持った方々はいらっしゃらないと思います。今後建設を進めていく中で、やはり建設会社におかれましても、議員全員協議会ではお話がありました、境の間違いなどあったこともありましたので、大きな工事であると思うのですけれども、今後こういった形で建設サポートセンターの指導を仰ぎながら、管理をいただきながら、この庁舎の建設を行っていくのかいかないのか。

あと、入札に関しましては、本来であれば建築と電気工事設備は別々の入札になるような工事であると思うのですけれども、電気工事においては1級技術者を持っている業者がこの遊佐町にはいるのでしょうか。もしない場合であれば、なるべく町内の業者というお話でしたが、そういったところはどうかお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） お答えいたします。

県の技術センターのほうからは、いわゆるさまざまなステップを踏んでいく中で実施設計を立てさせていただきましたが、その基本設計の段階からアドバイザーとして入っていただいて、設計を担当する業者とは立場を異にして、その視点からさまざまなアドバイスをいただいてきたという経過がございます。先ほども申し上げましたように、今回の入札に当たっても本当に町内の事業者の皆さんで力を合わせて頑張っていたような状況であればありがたいなとは思いましたが、本当に町内のランクの方々で施工が可能なのかどうかということは私も心配をしてございました。そういった意味できちんと技術センター、それから設計を担当した事業者の方からそのところを確認いただいたときには、やっぱりよかったなと正直思ったところでございます。そういった形で進めさせていただきました。

技術者の部分につきましては、その技術者によって必ず請け負った事業者が備えていなければならない技術、管理監督をする立場の人、こういった部分と、その工事を施工するために他からお力をおかりして、その方をその部分で専任につけるといようなやり方で施工できる部分とございますので、そのところの専門的な部分については、きちんと契約を締結をさせていただいた場合に工程管理の中で確認をさせていただきながら進めさせていただきます。もちろん先ほどの申し上げました入札参加条件の中にそのことは示してございますので、それはきちんとクリアになっているという形で認識してございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) 最後の質疑になりますけれども、先ほど予定価格の99.8%という入札率でありましたけれども、これからいろいろと材料の値段が上がったりとか、人件費が上がったりとか、人手が足りないとか、いろいろな形で、工事の過程においてはいろいろ問題が出てくるかと思えます。ただ、町民にとっては一番関心あるのは、やはり町は幾らでもお金があるわけではありません。やはりこの高い予定価格の入札率ということであれば、ある程度の利幅を見ての設計単価であると思われるので、余り補正が私たちは出ないことを願っているわけではありますけれども、ぜひともそんなことをしっかりと管理をしていただきながら、工期的にも間に合うような形で工期を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、私の質問終わります。

議長(土門治明君) 本宮副町長。

副町長(本宮茂樹君) 私もそれは切に願いたいなと思えます。先ほど地下の状態等々をクリアする部分も含めて、今現在の想定される状況をしっかりとクリアしながら設計に見込んでいただいておりますので、その価格で適切に施工いただくことを願ってございますが、やはり設計と違った内容のことがその中で出ていった場合については、それを全て請け負った事業者の方にご負担をいただくというのは逆に適切なやり方にはなりませんので、それは設計を担当した事業者、それから先ほど申した県の技術センター等々のアドバイスもいただきながら、これはこのようにすべきであるというような判断のもとについては、そのことについてまたご相談を申し上げなければならない状況も出てくる可能性は否定はいたしませんけれども、しっかりとこの設計の価格の中で施工いただけることを願ってございます。

それからもう一つ、かなり99.8%という意味ではやはり高い入札の率というふうに感じる部分ではございますけれども、今設計から以前は、歩切りという言葉ではなかったと思えますけれども、一定の金額を調整をした価格を入札のときの価格に据えてございました。今はそれはどこでもやってございません。逆に言えば、それはやらないようにという国からの指導がございまして。なぜならば、適切な人件費をお支払いをして、適切な形でその工事を施工していただけるような形がいわゆる設計書と言われるその設計図書の価格であります。したがって、設計図書の価格そのものが本来の適切な価格でありますので、そのような中で入札を執行させていただいております。さらには今年度、当町の入札執行に当たっては最低制限価格というのを採用させていただいておりますが、これまでその最低制限価格90%という割合でございました。国のほうの率の改正に伴って今年度からは92%という形で執行してございます。したがって、100%から92%の間でないと落札をしないと、92%より少しでも下がると逆に入札参加できなくなるというような状況で入札を執行させていただいておることもご説明をさせていただきたいというふうに思います。

終わります。

議長(土門治明君) これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) 副町長にお尋ねしたいと思えます。

先ほどからの説明では、1社でもルール上、この公告にある条件つき一般競争入札ということになるのだというふうにおっしゃられました。それはわかります。この場合、競争入札となっていますけれども、この1社はどういう競争をしたことになるのですか、その入札の中で、1社で競争するというのはどうい

う考え方なのでしょう、概念というか。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） どういう競争をしたというよりも、この入札の中で適切な設計として設定された入札価格、その価格との、先ほど申しました当町で制度として採用している最低制限価格、その中においての入札があった場合においては適切な入札というふうなことで落札と決定をさせていただきます。他の事業者との競争ということにおいては、1社ですから、それは発生はいたしません、適正な執行をする、設計図書との価格との、ご自分のほうで積算された価格での応札というふうに理解をいたします。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 1人でもできる競争なのだというふうな説明だったと思います。

それでは、次の質問ですが、今回3回応札というか、落札に至るまでであったわけですが、それぞれの額を教えてください。

議長（土門治明君） 池田総務課長補佐。

総務課長補佐（池田久君） それでは、お答えいたします。

これは、消費税抜きの金額になります。第1回目が14億4,000万円、それから第2回目が14億3,500万円、第3回目が14億3,000万円となっております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。3問目です。

4番（佐藤光保君） 500万円ずつ下がっていったということがよくわかります。

最後の質問になります。町長にお尋ねしたいのですが、来年オリンピックですよ。普通オリンピックの前年の1年前から景気が後退に入るといふふうに言われていて、日本もそういう状態だということが一般的に言われております。遊佐町は当然です。当然それより先に後退に入っています。こういう中で今までほかの議員もその質問をしたのですが、果たしてこの業者で最後まで事業を完成させられるだろうかという心配が素直に言っているのではないかと思います。これは、やっぱり景気が悪くなっていきますから、例えばこの業者だけではなくて、周りの業者も厳しいものが出てきているはずなのです。そういったことで竣工までちゃんと、特に私が言いたいのは土の中のくいのところまで完全に仕様書どおりにやっていきますか。そのあれを町長から伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実施設計につきましては、遊佐町に在住の会社と、そして実は弟さんは鶴岡でナンバーワンの設計屋なさっている方とのJVでやっていただいておりますので、県の技術センターのアドバイスを受けながらチェックしていけば、町の職員だけではそれはなかなかチェックは厳しいと思います。ですから、やっぱりそういうところの指導をいただきながら、しっかりとチェックをするということを重ねていけば、景気がいいときというのは物が上がるのです。東京オリンピックの1年前までにはもう施設はほとんどでき上がっているのです。今10%になりました。必ずや景気は下がってくるとは想定していました。だけれども、物価がでは上がりっ放しかというと、逆に景気が悪くなれば物価は安くなるというふうに考えておりますので、ちょうど今が一番いい時期だと私は思っています。これつくる前から議会でも話していました。オリンピックのときはみんな上がって、そして特に鉄骨の何とかボルト、スチールのボルト、なかなか手に入らないで工事が大分おくれるという事業が山形県でもありましたが、ちょうど...

…

(何事が声あり)

町 長 (時田博機君) ボルト、鉄骨組むときのボルトが不足して大変だということですが、逆に景気が悪くなれば、うちの役場の庁舎の調達するときにはそんな競争が激しくないでしょうから、逆に仕入れやすくなるというふうには考えていますので。それから、町の経済はやっぱり10%になったおかげでかなり減退が想定されます。そのときにやっぱりオール遊佐で庁舎をつくってもらいたい。事業者決定したときになるべく町内事業者を入れてもらえませんかという願いはしていました。だけれども、それは単価とかいろんな問題、資格、建設工事ですから、資格者の要件等で参入できるかできないかは変わってくると思いますが、できればオール遊佐でつくっていただきたいということを重ねて申し上げています。以上であります。

議 長 (土門治明君) これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

9 番、阿部満吉議員。

9 番 (阿部満吉君) 前の3人の質問の中でも答弁の中に納得する答えが出てこなかった1点につき質問させていただきます。

町長は、就任当時から遊佐町の企業が仕事できるように分割発注をしてみんなで仕事をやろうというふうにやってきたわけですが、今回一括発注となったその理由について簡単にお話ししたいと思います。

議 長 (土門治明君) 本宮副町長。

副町長 (本宮茂樹君) 先ほども町長のほうからオール遊佐でというような言葉がございました。分割発注という形式も当然あるわけですが、そうすることによって、なかなか分割してその要件を指定したときに町内の事業者が入れない部分が出てくる状況になります。そういった意味において、一括発注させていただくことによって、オール遊佐の事業者の皆さんの多くのかかわりがしやすい状況が生まれてくるという認識のもとに一括発注をさせていただいております。

議 長 (土門治明君) 9番、阿部満吉議員。

9 番 (阿部満吉君) 町内の企業をという、オール遊佐の力でということでした。いわゆる下請になるかと思いますが、機械設備であるとか電気関係になると。どこまでが遊佐の企業を期待しているのか、どの辺まではこれ以上は県内の力も必要だねというふうにお考えなのか、その辺説明をお願いしたいと思います。

議 長 (土門治明君) 本宮副町長。

副町長 (本宮茂樹君) どの辺までというのは、先ほども町長申し上げましたとおり、いろいろな状況がありますので、どのレベルまでというお答えはできませんけれども、町としてはできる限り多くの町内の事業者がこの遊佐の庁舎建設という中にかかわっていただけるような状況になっていただければありがたいなと思ってございます。なお、例えば共同企業体という形で発注する場合でも、これまでの実績の中で町外の事業者、つまりAランク等々、県内、全国区含めて、そういった事業者が入ってきて建てたケースがいろいろございます。例えば遊楽里等々もそうでございますが、そうした場合にはその元請の割合というのが一定かなり多くを占めるという形で、なかなかそこに町内の小さな事業者が願いを、セー

ルスを行ったとしても参加できないというような状況がございますので、あとこれは元請さんのほうと契約した事業者さんのほうのいろいろな状況の中で条件、資格者等々いろいろあると思います。そこまでは私どものほうで規定はできないわけですが、下請の行為に当たっては下請の申請書を出していただくことになってございますので、そういった際にもできる限りで、できる範囲で町内の小さな事業者の方々もしっかりサポートして、一緒になって力を合わせて庁舎建設進めていただければというお願いだけはさせていただくつもりであります。

議 長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

5番、齋藤武議員。

（「反対討論です」の声あり）

議 長（土門治明君） 反対討論です。

ほかに討論を行う議員がおりますけれども、賛成討論ですか、反対討論ですか。

4番、佐藤光保議員、反対討論。

（「はい」の声あり）

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員は賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対討論です」の声あり）

議 長（土門治明君） それでは、5番、齋藤武議員、登壇願います。

5番（齋藤 武君） 大変残念ながら、反対の立場から討論を行います。

まず、念のために申し上げておきたいことは、私自身、新庁舎の建設そのものは賛成であるということです。明らかに現庁舎は老朽化が進行し、必要な耐震性能を備えず、しかも国による庁舎建設に関する有利な制度がある今のうちに建設を行うべし、このことは私を含め、ほとんどの町民の意見の一致するところだと思います。ところが、問題はその後です。公明正大を旨とするはずの開かれた町政運営において、何でもよいので、とにかく新しい庁舎ができさえすればよい、オール遊佐であればよいということにはならないはずですが、だからこそ、これまで町民も交えた検討委員会を設置し、公開プロポーザルを実施し、各地に視察に赴き、また職員の中でも幾度も検討を重ねてきたはずですが、このように見てみると、本体工事の入札とはまさに準備行為における大切な最後の仕上げであり、画竜点睛と言えるものです。となれば、入札の一連の流れもまた公明正大であるべきであり、誤解や疑念、疑問、臆測、推測などを惹起させるようなものであってはならないはずですが。

ところが、今回の入札のありようは、町長以下執行部の説明を聞いても、腑に落ちるものではありませんでした。現時点で15億7,300万円もの巨額の工事費用であるにもかかわらず、分離発注ではなく応札業者が単独のBランク1社のみということは、たとえ外形的に入札の体をなしていたとしても、たとえ外形的に合法であったとしても、そして町内業者に仕事を優先的に回すという理由があったとしても、極めてイレギュラーな形です。本来あるべき姿としては、技術的に余力のあるJVを含めた業者に健全に入札競

争をさせ、下請や孫請も含め、全体的な構造として町内業者や町民にメリットが行き渡るようにすべきであります。まして鶴岡や仙台の業者ならともかくとして、隣の酒田市の建設業者には数多くの遊佐町民が勤めており、加えて遊佐町の業者を一定程度下請や孫請に使ってもらうよう条件をつけることにより、総合的には町民への還元は確保できるはずですが、

参考事例となる庄内町の新庁舎建設は、元請として酒田市と鶴岡市の建設業者による特定建設工事共同事業体、いわゆるJV形式で建築工事が行われており、電気設備工事と機械設備工事は分離発注されております。確かに入札制度は、経営審査などの複雑な仕組みもあり、なじみのない方々にはわかりにくいとは思いますが、しかし、庁舎建設では間違いなく税金を使います。だからこそ、なるべくオーソドックスでシンプルな手法をとるべきとも言えます。先ほど質疑でも触れましたが、今回の入札手法は酒田飽海の建設業関係者の間でどのように理解すればよいかわからないとの指摘がされています。プロの方々はそのように指摘する案件です。なぜそこまで無理をしてでもこのような形で入札執行しなければならなかったのか。私にも、あるいはこのままではプロも認める道筋の通った説明はほぼ無理だと思います。かねてから各地で公共工事の入札にはトラブルがつきまといました。だからこそ、厳しいルールがあるのと同時に、それに携わる関係者はわずかでも疑義が生じないようにみずから襟を正してきたはずですが、今からでもはややむを得ません。町執行部は勇気を持って条件等の内容を見直した上で入札をやり直していただきたいと思っております。それが画竜点睛になるはずですが、

それから、議員の皆様にも呼びかけます。我々は、遊佐町の議員ではありますが、多くの町民と同様、必ずしも遊佐町の中だけで生きているのではなく、酒田や山形や東北や日本といった広域的なかかわりの中で生きています。つまり井の中のカワズであってはならず、またなれないはずですが、遊佐町だけでしか通用しないような理屈ではなく、日本の、あるいは世界の遊佐として通用するののかという観点で物事を考えることが極めて大事なことだと思います。そして、今回の案件は、我々議員の責任上、果たして町民に説明できるのかということです。先ほどから申し上げているように、極めてイレギュラーな形で入札が行われているということは、ほぼ不可能と思われるような相当な理由がなければ説明をつけることができません。となれば、もしも本事件案件に賛成する議員の方々には、相当な理由をもって建設関係者をも含む遊佐町民に説明しなければならないこととなります。ただ単に町の提案だからだとか、早く庁舎をつくるべきだからでは単なる状況説明にすぎず、内容の説明には全くならないことには重々ご留意いただきたいと思っております。

議員各位の賢明な判断を心から望みまして、反対討論を終わります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） 私は、この問題について発言するたびに反対してまいりました。まず、ずっと反対し続けて、ますますその疑問が深まってくるのですが、あそこの土地を見た場合、本当どこを掘っても水が出てくるというこの地域で液状化になった場合の想定ができないのです。多分想定を超えた事態に至るだろう。すごい大地震が来てあそこで液状化が起こったら、建物がどういうふう建っていようがすごいことになると思います。その建物に行けないかもしれない。そういうことをまずとても心配します。

あともう2点は、やっぱり土盛りとか、そういうことで高さ、浸水の高さとか、そういったことが出てくるのですが、町長の話では基準を5センチ上回っているから大丈夫だというふうに言うのですが、今は

その基準を5センチ上回っているからなんていう話は通用しない世の中というか、気象条件、気候変動になっているのだということを我々は十分考えなければならない。今ある気候が来年も同じような気候で進むとは思えない、そういうことです。

それから、3点目ですが、この起債について触れたいと思います。この起債は、市町村役場機能緊急保全事業という起債を使っております。この事業目的は、地震により業務継続が確実に行われるため、発災時においても有効に機能しなければならないという目的であります。多分この機能は果たせないだろうというふうに私は思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員、登壇願います。

9番（阿部満吉君） それでは、私からも議第88号に対する反対討論を行わせていただきます。

今回の新庁舎建設の入札に関しては、なぜ分割発注とならなかったのか、質疑、答弁を聞いても理解できません。通常この規模の建設となれば、Aランクの建設会社とのJVにて建設が行われ、地元企業の均衡ある技術の向上を目指してきており、よりよい建物をという職人の気概があったと思います。かくいう私も特別養護老人ホームゆうすいや遊佐中学校、蕨岡、遊佐、両小学校の建設にかかわらせていただいたことから特に思うことがあります。

また、入札が1社のみというのは適正な入札発注が担保できるかが疑問であり、この際条件を見直し、入札を再度行うべきと考え、この議案には賛成いたしかねます。

以上、反対討論といたします。

議長（土門治明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第88号 遊佐町役場新庁舎建設工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第89号 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業（大規模更新）広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第89号 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業（大規模更新）広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後5時43分)

休

憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後5時46分)

議長(土門治明君) 次に、発議案件の審議に入ります。

日程第11、発議第7号 まちづくり政策提言の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤廉造君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第8号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤廉造君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

日程第13、発議第9号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第1号において審査の結果採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第533回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後6時04分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和元年12月6日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 齋 藤 武

遊佐町議会議員 松 永 裕 美